

財 関 第 1222 号
平成 28 年 10 月 17 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 梶川 幹夫

税関官署の開庁時間についての一部改正について

税関官署の開庁時間について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 28 年 10 月 17 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

税関官署の開庁時間について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号）の一部を次のように改正する。

「東京税関における税関官署の開庁時間について」を別紙のように改める。